



2025年4月3日

各位

会社名 三菱商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也
(コード: 8058、東証プライム)
問合せ先 広報部 報道チームリーダー
平山 康司 (03-3210-2171)

自己株式の取得並びに自己株式の公開買付けおよび市場買付け、並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項、並びにその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び市場買付けを行うことを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 自己株式取得及び消却に係る事項

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2025年4月3日付で公表した「経営戦略 2027-総合力をエンジンに未来を創る-」（以下「経営戦略 2027」といいます。）の中で、株主還元については、累進配当と機動的な自己株式取得を基本方針としております。上記方針の下、資本効率向上の観点から、本日総額1兆円の自己株式の取得を決議いたしました。同自己株式の取得には、2022年5月に公表した2022年度から2024年度を対象とする「中期経営戦略 2024 MC Shared Value（共創価値）の創出」（以下「中期経営戦略 2024」といいます。）において創出された還元後フリー・キャッシュフロー0.4兆円（注1）を原資とする株主還元を含みます。

また、コーポレートガバナンスの取組みが本格化する中、政策保有株主による当社株式の売却への適切な対応策を検討していた過程で、一部株主より売却意向が示されたことを受け、自己株式取得の取得総額1兆円のうち、2,300億円は、下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の本公開買付けによって行うこととしており、残額（7,700億円（注2））については、本公開買付けの買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）終了後に実施予定の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けによることとしております。

なお、今回の自己株式の取得後も当社のNet DERは上限目処0.6倍を下回る見通しであり、十分な財務健全性を維持できることから、成長戦略の実現に向けた規律ある投資についても、2025年度以降に創出するキャッシュ・フローや財務レバレッジを活用しながら、引き続き積極的に検討していく方針です。

（注1）2025年2月6日付で公表した2024年度第3四半期決算における見通しとなります。

（注2）本公開買付けにおける買付予定数をすべて買い付けた場合の残額となります。買付予定数のうち本公開買付けで買い付けられなかった株数がある場合、当該株数に相当する金額については東京証券取引所における市場買付けにより取得する予定です。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額 : 1兆円を上限とする。
*本公開買付けの買付予定数(上限株数)及び市場買付け(2025年4月2日終値で取得すると仮定)により取得する株式の総数は、発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%分に相当
- (3) 取得する株式の総数 : 689,000,000株を上限とする。
*発行済株式総数(自己株式を除く)に対する上限割合約17%
- (4) 取得する期間 : 2025年4月4日~2026年3月31日(予定)
- (5) 取得する方法 : 取得する株式の取得価額の総額のうち2,300億円(上限)については、本公開買付けによる取得を予定しております。取得する株式の取得価額の総額のうち、本公開買付けにおいて取得されなかった残額については、本公開買付け期間終了後、東京証券取引所における市場買付けの方法(証券会社への一任契約)により取得することを予定しております。

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 上記2.より取得した自己株式全数
- (3) 消却予定日 : 2026年4月30日

(ご参考)

2024年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 3,976,767,583株

自己株式数 45,623,570株

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、2022年5月に公表した「中期経営戦略2024」において、総還元性向(注1)30~40%を目処(2023年度以降は40%程度を目処)として掲げ、財務健全性、配当の安定成長、株主還元に対する市場期待の3つのバランスを取りながら、持続的な利益成長に応じて増配を行う累進配当を基本とし、財務規律の下で機動的に自己株式取得を実施する方針としております。

(注1) 当社の所有者に帰属する当期純利益に対する配当総額と自己株式取得金額の合計の割合です。

当社は、剰余金の配当については、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としており、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会で決議しております。上記方針に基づき、2024年度の配当については、中間配当金については1株当たり50円で実施しており、期末配当金については1株当たり50円の配当を予定しております。

加えて、当社は、株主への利益還元を機動的に行う目的で、剰余金の配当や自己株式の取得に関して、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。なお、本日までの過去5年間において、東京証券取引所における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数(注2)	累計取得価額の総額
2022年5月10日開催 取締役会	2022年5月11日~ 2022年9月1日	16,578,000株 (49,734,000株)	69,999,918,000円

2022年11月8日開催 取締役会	2022年11月9日～ 2023年2月15日	15,843,000株 (47,529,000株)	69,999,831,800円
2023年2月3日開催 取締役会	2023年2月16日～ 2023年4月28日	20,808,400株 (62,425,200株)	99,999,916,400円
2023年5月9日開催 取締役会	2023年5月10日～ 2023年12月20日	44,487,900株 (133,463,700株)	299,999,792,900円
2024年2月6日開催 取締役会	2024年2月7日～ 2024年9月17日	156,627,000株	499,999,765,400円

(注2) 当社は、2024年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式の分割を実施しております。上表の括弧内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

また、当社は、2025年4月3日付で公表した「経営戦略2027」の中で、株主還元については、累進配当と機動的な自己株式取得を基本とする方針といたしました。詳細は2025年4月3日付公表の「経営戦略2027」をご参照ください。

上記の「経営戦略2027」の策定に至る検討過程において、当社は、2024年6月中旬に当社の株主である東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」といいます。）より、政策保有株式縮減の観点から、東京海上日動が所有する当社普通株式について、段階的に売却予定である旨の意向を受けました。

これを受けて当社は、東京海上日動の売却意向への対応について様々な選択肢を検討してまいりましたが、2025年1月上旬、東京海上日動が売却する当社普通株式を自己株式として当社が取得すれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が実現でき、当社の自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主に対する利益還元につながることを考え、東京海上日動が所有する当社普通株式（注3）の全部又は一部の取得に向けた検討を開始いたしました。

(注3) 2025年3月末時点において、東京海上日動は当社普通株式を85,851,615株所有しており、その所有割合は2.16%です。なお、「所有割合」とは、当社が2025年2月6日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載の、2024年12月31日現在の発行済株式総数（4,022,391,153株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（45,623,570株）を控除した株式数（3,976,767,583株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

まず、当社普通株式の具体的な取得方法に関しては、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、2025年1月下旬に、公開買付けであれば、東京海上日動以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、また、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、株主間の平等性は確保できるものの、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、2025年1月下旬、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普

通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいとの考えに至りました。

そこで、当社は、2025年2月14日、東京海上日動に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診を行ったところ、2025年2月21日、東京海上日動より、当社が提案する価格を前提として、その所有する当社普通株式の全部又は一部について、本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受領いたしました。

その後、当社は、具体的なディスカウント率の水準についても検討したところ、国内において、政策保有株式縮減の議論が活発化した2021年を起点とし、2021年1月1日から2025年2月28日までに公表された自己株式の公開買付けのうち、本公開買付けと同様に特定の株主からディスカウント価格による自己株式の公開買付けの応募につき同意を得た上で実施された事例（以下「参考事例」といいます。）79件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度（9%から11%）とした事例が68件と最多であり、当社普通株式のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると考えました。

加えて、当社は、近時においてコーポレートガバナンスへの取組みが本格化する中、政策保有株主による当社普通株式の売却に向けた動きに対して適切に対応すべく、東京海上日動以外の政策保有株主からも、可能な限り当社普通株式を取得することが望ましいと考え、2025年3月3日、当社普通株式について売却意向を有していた、当社の株主である三菱倉庫株式会社（以下「三菱倉庫」といいます。）に対して、三菱倉庫が所有する当社普通株式（注4）について、本公開買付けへの応募を打診しました。

（注4）2025年3月末時点において、三菱倉庫は当社普通株式を14,116,143株所有しており、その所有割合は0.35%です。

上記の検討・協議と並行して、当社は、本公開買付け価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。その結果、当社普通株式の市場価格については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除し、算定の基礎としての客観性及び合理性を確保すべく一定期間の平均株価という平準化された値を採用することには合理性があると考えられること、また、本公開買付け期間中に市場価格が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があると考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2025年4月3日の前営業日（2025年4月2日）の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2025年3月10日、東京海上日動に対して、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2025年4月3日の前営業日である2025年4月2日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2025年3月10日、東京海上日動より、本公開買付け価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

また、当社は、同じく2025年3月10日に三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受領したことから、2025年3月12日、三菱倉庫に対しても、上記の本公開買付け価格の決定方法を採用したい旨を打診したところ、同日、三菱倉庫からも、本公開買付け価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

その後、2025年3月17日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である85,851,615株（所有割合：2.16%）について、2025年3月21日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式14,116,143株（所有割合：0.35%）のうち7,000,000株（所有割合：0.18%）（東京海上日

動及び三菱倉庫が応募する予定の当社普通株式数は、合計で92,851,615株（所有割合：2.33%）。以下「本売却意向株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受領しました。

そして、2025年3月25日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である85,851,615株（所有割合：2.16%）について、2025年3月28日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式14,116,143株（所有割合：0.35%）のうち7,000,000株（所有割合：0.18%）について、当社が上記打診に係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の正式な回答を受領しました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の上限については、東京海上日動及び三菱倉庫以外の株主からの応募の可能性に備え、取得総額にして約2,300億円程度を想定し、当該取得総額を本公開買付価格で除した数に相当する株式数が適切であると考えました。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得し、残りの本売却意向株式は買い付けられないこととなります。当社は、東京海上日動と、本売却意向株式のうち当該買い付けられなかった部分については、適宜、市場売却により処分していく意向である旨を確認しております。また、三菱倉庫より、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定であるとの説明を受けております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年4月2日の当社普通株式の終値（2,615.0円）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,655円）（円未満を四捨五入。以下、当社普通株式の終値の単純平均値の計算において同じとします。）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,546円）及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,627円）のうち、最も低い価格である2,546円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,291円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、2,300億円の取得総額を本公開買付価格（2,291円）で除した数に相当する株式数である100,390,000株（1万株未満を四捨五入。以下、本公開買付けにおける買付予定数の計算において同じとします。）（所有割合：2.52%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社は、本公開買付けに要する資金については、その全額につき、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れにより調達が可能です。ただし、当社は、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日時点での手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性において同じとします。）や、同日以降の手元流動性の見込み等を踏まえて、上記借入れの全部又は一部を実施せず、代わりに自己資金をもって本公開買付けに要する資金に充当する可能性があります。当該借入れを実施し、調達資金を本公開買付けに要する資金（230,012百万円）に充当した場合であっても、2024年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性は1,352,759百万円であり、当社の財務健全性に影響を与えることなく当該借入金の返済を行っていくことが可能と考えております。

上記に加えて、当社は、2025年4月3日付で公表した「経営戦略2027」の中で、株主還元については、累進配当と機動的な自己株式取得を基本とする方針としております。上記方針の下、資本効率向上の観点から、取得価額の総額を1兆円（上限）、取得する株式の総数を689,000,000株（上限）、自己株式を取得する期間を2025年4月4日から2026年3月31日までとして、当社普通株式の取得を実施することの決議（いわゆる自己株式の取得枠の決議）を行いました。当社普通株式の市場買付けについては、証券会社への一任契約によって、上記取締役会において自己株式の取得枠として決議した1兆円から本公開買付けにおける取得価額の総額である2,300億円を控除した7,700億円（注5）に相当する数の当社普通株式の取得を行う予定です。

（注5）本公開買付けにおける買付予定数をすべて買い付けた場合の金額です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式につきましては、全量消却する方針です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	取得価額の総額	総数
普通株式	1,000,000,000,000円（上限）	689,000,000株（上限）

(注1) 取得価額の総額は、2025年4月3日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上
限金額です。

(注2) 発行済株式総数(4,022,391,153株)に占める割合は、17.13%(小数点以下第三位を四捨五入)で
す。

(注3) 取得する株式の総数は、2025年4月3日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の
上限株数です。

(注4) 取得する期間は、2025年4月4日から2026年3月31日までです。

(注5) 取得する株式の総数のうち、本公開買付けにおいて取得されなかった株式については、本公開買付け
期間終了後、東京証券取引所における市場買付けの方法(証券会社への一任契約)により取得すること
を予定しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025年4月3日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	2025年4月4日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025年4月4日(金曜日)
④ 買付け等の期間	2025年4月4日(金曜日)から 2025年5月2日(金曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,291円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場
会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付け
ができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した
上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、さら
に、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、2025
年1月下旬、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディス
カウントを行った価格で買い付けることが望ましいとの考えに至りました。

その後、当社は、具体的なディスカウント率の水準についても検討したところ、参考事例79件中、
基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度(9%から11%)とした事例が68件と最多で

あり、当社普通株式のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると考えました。

また、当社は、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。その結果、当社普通株式の市場価格については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除し、算定の基礎としての客観性及び合理性を確保するべく一定期間の平均株価という平準化された値を採用することには合理性があると考えられること、また、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があると考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2025 年 4 月 3 日の前営業日（2025 年 4 月 2 日）の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2025 年 3 月 10 日、東京海上日動に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である 2025 年 4 月 3 日の前営業日である 2025 年 4 月 2 日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して 10%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2025 年 3 月 10 日、東京海上日動より、本公開買付価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

また、当社は、同じく 2025 年 3 月 10 日に三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受領したことから、2025 年 3 月 12 日、三菱倉庫に対しても、上記の本公開買付価格の決定方法を採用したい旨を打診したところ、同日、三菱倉庫からも、本公開買付価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

その後、2025 年 3 月 17 日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である 85,851,615 株（所有割合：2.16%）について、2025 年 3 月 21 日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式 14,116,143 株（所有割合：0.35%）のうち 7,000,000 株（所有割合：0.18%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受領しました。

そして、2025 年 3 月 25 日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である 85,851,615 株（所有割合：2.16%）について、2025 年 3 月 28 日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式 14,116,143 株（所有割合：0.35%）のうち 7,000,000 株（所有割合：0.18%）について、当社が上記打診に係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の正式な回答を受領しました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025 年 4 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 4 月 2 日の当社普通株式の終値（2,615.0 円）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,655 円）、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,546 円）及び同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,627 円）のうち、最も低い価格である 2,546 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 2,291 円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、2,300 億円の取得総額を本公開買付価格（2,291 円）で除した数に相当する株式数である 100,390,000 株（所有割合：2.52%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 2,291 円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 4 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 2,615.0 円から 12.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,655 円から 13.71%、同日までの過去

3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,546 円から 10.02%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,627 円から 12.79%を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

上記「①算定の基礎」記載の検討を踏まえ、当社は、2025年3月10日、東京海上日動に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2025年4月3日の前営業日である2025年4月2日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2025年3月10日、東京海上日動より、本公開買付価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

また、当社は、同じく2025年3月10日に三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式の一部について本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受領したことから、2025年3月12日、三菱倉庫に対しても、上記の本公開買付価格の決定方法を採用したい旨を打診したところ、同日、三菱倉庫からも、本公開買付価格の決定方法について応諾する旨の初期的な回答を得ました。

その後、2025年3月17日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である85,851,615株（所有割合：2.16%）について、2025年3月21日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式14,116,143株（所有割合：0.35%）のうち7,000,000株（所有割合：0.18%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の回答をそれぞれ受領しました。

そして、2025年3月25日に、東京海上日動より、東京海上日動が所有する当社普通株式の全部である85,851,615株（所有割合：2.16%）について、2025年3月28日に、三菱倉庫より、三菱倉庫が所有する当社普通株式14,116,143株（所有割合：0.35%）のうち7,000,000株（所有割合：0.18%）について、当社が上記打診に係る条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する意向である旨の正式な回答を受領しました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年4月2日の当社普通株式の終値（2,615.0円）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,655円）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,546円）及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（2,627円）のうち、最も低い価格である2,546円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,291円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、2,300億円の取得総額を本公開買付価格（2,291円）で除した数に相当する株式数である100,390,000株（所有割合：2.52%）を上限とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	100,390,000株	—	100,390,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（100,390,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（100,390,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の22の第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元

未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

230,012,490,000 円

(注) 買付予定数 (100,390,000 株) をすべて買い付けた場合の買付代金 (229,993,490,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 5 月 28 日 (水曜日)

③ 決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)

(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額

(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上

の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限りません。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われませんこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限り

ません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、2025年4月3日付で、「経営戦略 2027」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。
- ③ 当社は、2025年4月3日付で、「2025年度の業績見通し及び株主還元に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上